

会員支援に関する規程

公益社団法人 日本オリエンティング協会
地域活性化委員会

前文

公益社団法人日本オリエンティング協会（以下「JOA」という）の財務状況の悪化により、JOA 発足以来「入会・退会規程」第 6 条に定めた年会費 10 万円の納入に対して、都道府県オリエンティング協会会員（以下「会員」という）に一律 5 万円を支給していた組織育成費と、指導者登録費から支給していた組織育成費を取りやめることにした。

しかしながら、そのことにより財務的に困難な会員が生じることになるため、そのような会員を支援する方法をここに定める。また JOA は財務面だけでなく人的及びその他の支援についても行う必要があることから、その支援についてもここに定める。

（目的）

第 1 条 この規程は、JOA が会員を財務的および人的に支援する目的で定めるものである。

（支援）

第 2 条 支援を必要とする会員は、JOA に対し申請する。支援は有限とし、申請を受けた JOA は財務的な支援だけでなく、人的及びその他の支援を行う。

2 支援は以下の手順で行う。

- (1) 支援を必要とする会員は、JOA に様式 1「支援申請書」に必要事項を記入し提出する。
 - ・支援申請書には、前年度収支決算書、前年度事業報告書、当年度収支予算書、当年度事業計画書を添付する。
 - ・支援申請書の提出期限は、会費納入年度の 6 月末までとする。
- (2) JOA は、地域活性化委員会に支援申請書の内容を審議させ、支援申請した会員に対し結果を通知する。
 - ・審議は、7 月末までとし書類審査を行う。申請を棄却する場合は、その決定までに当該会員及び当該会員所属のブロック理事の意見を聞くものとする。
 - ・書類に不備があった場合は、JOA はすみやかに申請した会員に通知し、会員は直ちに不備を正して再申請を行う。
- (3) 支援を必要とする会員として認められた会員（以下「支援必要会員」とする）は、金銭的な支援として第 3 条で集めた支援金の分配を受ける。支援必要会員は、年会費から支援決定額を控除した額を指定された期日までに納入する。

（支援金の収集）

第 3 条 支援金の収集は、以下の方法で行う。

- (1) 大会参加費からの収集（大会参加費に上乗せする）
 - ・JOA 主催大会及び JOA 公認大会参加費からの収集。このことは公認の際の条件とする。
 - ・公認大会以外の大会では、会員が大会主催者や主管者に対し支援金の収集を依頼する。
- (2) 地図販売からの収集
- (3) その他会員支援のため事業として理事会で認めたもの

（支援金の分配）

第 4 条 支援金は、前年度に集めた支援金を原資とし、支援必要会員に分配する。集まった支援金の分配方法は以下のとおりとする。

- (1) 支援必要会員に前年度登録した競技者登録者数（年齢 19 歳以上）でその分配割合を決める。
- (2) 集まった支援金は、別に定める支援金分配表（別表 1）を基に分配される。ただし、支援金の集金額や支援必要会員数、その他の事情によって支援金は減額することがある。

- (3) JOAに新規加盟あるいは復活会員で支援必要会員には、前号で分配される支援金とは別に、特別支援金を最大3年間支援する。なお、前号で分配された支援金と特別支援金との総額は、最大10万円とする。
 - (4) 前2号の規定とは別に、支援必要会員が公認大会を主催した場合は、その公認大会で収集された支援金は、主催した支援必要会員にすべて還元される。なお、この「公認大会を主催した場合」には、JOA主催大会を受託開催した場合も含まれる。
 - (5) 前3号の規定とは別に、支援必要会員に登録する競技者登録者のうち、日本学生オリエンテーリング連盟を経由して登録した者1名につき500円を支援する。
 - (6) 前4号の規定とは別に、支援必要会員が全日本リレーオリエンテーリング大会にエントリーすることで、参加費とともに徴収された支援金については、翌年度に前各号で分配される支援金と合算して還元される。
 - (7) 詳細な分配方法またはその他の分配方法は、別に「会員支援に関する施行細則」で定める。
- 2 支援金の余剰金は、翌年度以降の支援金に充てる。ただし、余剰金の合計が100万円を超えた場合は支援金の収集及び分配の方法を見直す。
 - 3 支援金の余剰金は、理事会の承認をもって、第1項で規定する分配以外の方法で、会員支援のために使うことができる。

(人的及びその他の支援)

第5条 地域活性化委員会は、支援申請書に基づき、支援必要会員及びブロック理事と協議し、支援計画をたて支援必要会員の支援を行う。

(改正)

第6条 この規程の改正は、地域活性化委員会で改訂し理事会で承認する。

(附則)

- 1 この規程は、平成28年2月7日制定し、平成28年4月1日より施行する。
- 2 この規程は、平成29年5月13日改訂し、施行する。
- 3 この規程は、平成30年7月7日改訂し、施行する。
- 4 この規程は、令和5年9月18日改訂し、施行する。
- 5 この規程は、令和6年5月18日改訂し、施行する。

別表 1 支援金分配表

競技者登録者数 [人]*1	1 会員あたりの 最大支援金額 [円]
1	85,000
2	80,000
3	75,000
4	70,000
5	65,000
6	60,000
7	55,000
8	50,000
9	45,000
10	40,000
11	35,000
12	30,000
13	25,000
14	20,000
15	15,000
16	10,000
17	5,000
18 以上	0

- * 1 競技者登録者数とは、前年度の登録期限までに登録された年齢 19 歳以上の登録者数とする。ただし日本学生オリエンテリング連盟を経由した登録は含まない。
- * 2 競技者登録者数が 0 人であっても、日本学生オリエンテリング連盟を経由した登録者や認定資格者の登録があれば、競技者登録者数が 1 人あるものとして支援する。
- * 3 支援金の集金額や支援必要会員数、その他の事情によって上記の最大支援金額は減額する。その際は上記の金額の割合で比例計算する。